

備考	大分市三川上一丁目2番12号	【住所記載】
		大分土木事務所
注意事項		
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。		
2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。		
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。		
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。		